

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

贈与税の配偶者控除の適用を緩和

Q：短期対策として有効な相続対策は何かありますか。

A：平成6年度の税制改正により「贈与税の配偶者控除」の適用要件が事実上緩和する措置が盛り込まれています。

この贈与税の配偶者控除は、婚姻期間20年以上の夫婦間で居住用財産あるいは住宅取得資金の贈与を行った場合には、2,000万円までは贈与税を課さないというものです。基礎控除があるため、実際には2,060万円までは非課税とされていますが、この適用には「申告要件」が必要となります。

この関係で、これまでは相続が発生した年の前年または前々年に、この贈与税の配偶者控除を適用していた場合には、相続財産に加算される前3年内贈与の範囲には取り込みませんが、同一年内に相続が発生したケースでは、相続財産に含まれることとされていました。

改正法では、相続開始と配偶者への生前贈与が同年中となった場合でも、「贈与税の配偶者控除」特例が“適用されたものとして”その贈与分を相続財産に取り込まないこととしています。

例えば、夫の余命がいくばくもないときにこの贈与税の配偶者控除を使って財産を妻に贈与し、直後に夫が死亡するといったケースには、今回の改正がかなりの救済措置となりそうです。

